平成25年度　事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	都市景観重要建築物等整備及び指定推進								継続
コード	24	－	59	－	02	－	00	予算事業名	都市景観事務
担当部署	都市計画部		都市景観課			都市景観担当		予算事業コード	会計 10 款 08 項 04 目 02

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け（太枠内）　位置付けなしの場合

法令による実施義務　義務ではない

基本目標(章)	3章	人と環境にやさしい快適な基盤を備えた魅力あるまち	実施計画事業名	都市景観事務
方向性(節)	1節	都市の魅力の創出	個別計画等の名称	歴史的風致維持向上計画
施策	4	景観に配慮したまちづくり		
細施策	1	歴史的地区の整備	当事業に関連する事務事業	なし
事業実施の根拠となる法令・条例等	川越市都市景観条例			

2. 事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	川越市都市景観条例に基づき指定された都市景観重要建築物等の所有者を対象とし、川越の都市景観の形成にとって重要な建築物等の保全整備を行うことにより、川越固有の歴史的景観の保全・継承を図ることを目的とする。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	伝統的建造物群保存地区以外に現存する伝統的な建築物等の所有者の同意を得て、都市景観重要建築物等の指定を行う。また、指定した建築物等に対して修理方法のアドバイスや保存整備に助成金の交付を行う。

3. 実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		10,000	9,200	9,600	15,920	5,000	
（25年度予算額大幅増／減の理由）		平成25年度事業に対する予算を平成24年度予算に前もって補正予算として計上済みのため、平成25年度予算が大幅に減少している。					
事業費	A	10,000	8,780	7,700	8,790	6,860	13,380
人件費	B	4,842	4,696	4,769	4,769	4,769	4,769
総コスト（C＝A＋B）		14,842	13,476	12,469	13,559	11,629	18,149
正規職員（1年間の従事人数）		0.66人	0.64人	0.65人	0.65人	0.65人	0.65人
臨時職員（1年間の従事人数）		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金	D	5,500	3,680	2,100	3,650	2,744	5,352
その他特定財源	E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担（＝C－D－E）		9,342	9,796	10,369	9,909	8,885	12,797

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

	評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
成果	助成件数	件	2	9	9	10	2	年度
	指標の定義・説明							
成果	助成金額	千円	10,000	8,780	7,700	8,790	6,860	年度
	指標の定義・説明							
活動	新規指定件数	件	3	1	3	3	3	年度
	指標の定義・説明							
								年度
	指標の定義・説明							
指標に基づく評価	毎年数件ずつの新規指定をしており、伝統的な建築物等の保全に寄与している。助成件数、助成金額は、所有者の意向や工事の規模により変動するため、指標数値だけによる評価は難しい。							

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況　有効性に課題

指定されてから数年経った物件では、相続などの問題で、今まで通り保存し続けていくことが困難となり、今後の都市景観重要建築物等の扱いについて、相談されることが多くなってきた。市としては、今後も保存を続けていただくためのアドバイスを積極的に行っていく必要がある。

(2) 比較参考値（他市での類似事業の例など）

他市での類似事業等は特になし。

(3) 事業を廃止・縮小したときの影響

廃止・縮小した場合、伝統的な建築物等を保存する為の個人負担額が増加し、維持・保存することが難しくなる。結果として、伝統的な建築物等の建て替えが加速され、本市の特徴である歴史的風致を活かした魅力ある都市景観の形成が難しくなる。

平成25年度事務事業評価　方向性提示シート

<table>
<tr><th colspan="3">所管部署</th><td colspan="4">都市計画部</td><td>都市景観課</td><td>都市景観担当</td></tr>
<tr><th colspan="3">事務事業名称</th><td>24</td><td>59</td><td>02</td><td>00</td><td colspan="2">都市景観重要建築物等整備及び指定推進</td></tr>
<tr><th rowspan="3">今後3年間の方向性</th><th>25年度</th><th>継　続</th><td colspan="6">引き続き都市景観重要建築物等に指定された物件の修理方法のアドバイスや助成金の交付を行いながら、平成26年度に都市景観条例が景観法に基づく委任条例へ移行することに伴い、都市景観重要建築物等から景観重要建造物へ移行するための準備を行う。</td></tr>
<tr><th>26年度</th><th>継　続</th><td colspan="6">引き続き都市景観重要建築物等に指定された建築物等の修理方法のアドバイスや助成金の交付を行いながら、都市景観重要建築物等から景観重要建造物への移行を進める。</td></tr>
<tr><th>27年度</th><th>継　続</th><td colspan="6">指定された景観重要建造物や都市景観重要建築物等に対して、修理方法のアドバイスや助成金の交付を行う。また、景観重要建造物の指定を進めるとともに、都市景観重要建築物等から景観重要建造物への移行を進める。</td></tr>
</table>